

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	
25 年－ 28 (25. 11.26)	危機管理	<p>島根原発の「新規規制基準適合性審査」申請内容に関する情報公開と県民説明会を行うことについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2011 年 3 月 11 日に起きた東京電力株式会社福島第一原発事故は、原発立地自治体はもちろんのこと、福島県、近隣県、そして全国に甚大な影響を及ぼした。東京電力株式会社福島第一原発では、いまだ汚染水漏出を止めることもできず、高線量の放射線を浴びながら、約 3, 000 人の作業員が収束作業を続けている。そして、福島県内外において約 14 万の方々が困難な避難生活を強いられ、故郷に戻る見通しさえ立たない方、戻ることをあきらめざるを得ない方、不安を抱えながら故郷で暮らすか苦渋の選択を迫られる方々がたくさんおられる。諸外国による輸入停止等の規制措置はいまだ継続しており、米国等の主要輸出国が対象地域、対象品目を拡大するなど、農林水産業及び地域経済に取り返しのつかない悪影響を及ぼしている。故郷で安心して暮らし、営み、次の世代を育む、という当たり前の権利が、奪われている。</p> <p>福島及び近隣地域が直面しているこのような現実、ひとたび原発が重大事故を起こせば、原発立地自治体は居住困難となり、一切の生活・経済活動を主体的・計画的に行うことが不能となり、家族や地域社会が分断され、住民と自治体による“自治”が不可能となることを突き付けている。</p> <p>現実起きてしまった原発事故により、周辺 30 km 圏内の自治体はおろか、50 km 離れていても、気象条件次第で高濃度の放射性物質による汚染が避けられないことも明らかとなった。原子力規制委員会は新しい規制基準を策定し、各原発における安全対策を求めているが、この基準は原発の安全を担保するものではない。また、鳥取県が策定する「地域防災計画」(原子力災害)、広域避難計画における 30 km 圏内の約 7.3 万人の住民の避難(移住)計画など、あまりにも無謀で絵に描いた餅にす</p>	<p>さよなら島根原発ネットワーク 代表者 土 光 均 (米子市淀江町淀江 790 - 3) 外 1 団体</p>	

		<p>ぎない。</p> <p>このような現状の中での中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規制基準適合性審査」申請に関する鳥取県への事前了解願いは、鳥取県民の生活に重大な影響を与える問題であり、当事者である県民に情報開示を行い、丁寧な説明が行われるべきである。</p> <p>以上の理由から、中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規制基準適合性審査」申請の事前了解願いに関して、情報の公開と県民説明会の開催を求める。</p> <p>▶陳情項目</p> <p>中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規制基準適合性審査」申請内容に関して、鳥取県に対する事前了解願い提出時に、県は意見作成にあたり広く各界から十分な情報収集を行い、県民へ情報を開示すると共に、県民の持つ不安や疑問に丁寧に答える説明会を開催することを求める。</p>		
--	--	---	--	--